令和４年第６回　飯塚市議会会議録第２号

　令和４年１２月６日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　　１２月６日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。２３番　守光博正議員に発言を許します。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　公明党の守光博正です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

　今回は「環境対策（メガソーラー・有害鳥獣）について」と、「ＡＹＡ世代のがん対策支援について」の２つの項目を質問させていただきます。執行部の皆様におかれましては、的確なご答弁をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

初めに、「環境対策について」でありますが、近年は全国的に見て、ソーラーパネルの設置が多くの地域、場所に多数設置されているものと思われます。自然エネルギーを活用する本事業は、多くのメリットもありますが、設置する環境によっては、自然環境への影響及び地域住民とのトラブルをよくお聞きしております。また、山林等伐採することにより、もともとそこに生息していたイノシシや鹿等がすみかを追われ、市街地に出てくるようになり、そこでも人間とのトラブルが多く発生していることもあります。自然環境等をどう守るのか、山にすんでいた動物たちが開発により、今では有害鳥獣となり、住民に大きな被害を及ぼす現状であります。今後、本市としての対策は極めて重要になってくると思われます。

　そこでまず初めに、本市におけるメガソーラー発電事業についてですが、現在の設置状況について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　飯塚市自然環境保全条例に基づく届出件数で申し上げますと、メガソーラー発電事業につきましては１１件でございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁でありますと、飯塚市自然環境保全条例に基づく届出数は１１件であるということであります。

では、現在の白旗山のメガソーラーの状況について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　白旗山メガソーラーの状況につきましては、林地開発に伴う工事が完了し、許可権者であります福岡県による完了検査が行われ、令和４年９月２７日付で、福岡県から事業者に対し、林地開発完了確認通知書が発出されております。また同日、飯塚市自然環境保全条例に基づく事業完了届が事業者より提出されております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁では、許可権者である福岡県から開発業者に令和４年９月２７日付で、林地開発完了確認通知書が発出され、同日には事業者から事業完了届が提出されているとのことであります。

では次に、近年、全国的にも開発後に大雨や台風等と重なり、開発での災害が発生している地域もあるとお聞きしておりますが、本市としては災害発生時の災害対応については、現在どのようになっているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まず、再エネ特措法施行規則に基づきまして、事業者は再生可能エネルギー発電設備の適切な保守点検及び維持管理体制を整備し実施すること。また、電気事業法においても、電気工作物の維持に関する規定がありますことから、万が一災害が起きた場合につきましては、それが事業に起因するものであれば、事業者の責任において対応が図られるものと認識いたしております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今のご答弁では、万が一災害等が起きた場合は、その原因が事業に起因するものであるならば、事業者においてその対応がなされるということでありますね。

それでは次に、開発後に騒音や熱上昇による被害があるとお聞きしたことがあるのですけれども、それに関する対応については、本市としてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今、質問議員が言われました騒音や熱による温度上昇につきましては、今のところ本市において相談等をお受けしたことはございません。また、全国的に見ても数件程度を確認しているところでございます。先ほども答弁いたしましたが、事業に起因して、このような事案が確認された場合につきましても、関係法令に基づき、事業者の責任において対応が図られるものと認識しております。

今後、住民の方々から本市にそのような相談が寄せられた場合につきましては、許可権者であります福岡県への伝達、また場合によっては、直接、事業者への依頼等、これまでと同様の対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁では事業に起因するものは全て事業者の対応になるとの認識ということであります。そのことは分かりました。年々増え続けているメガソーラーの開発、国の法律が現在進行形で、全ての問題に対応していない現状がある中、住民の皆さんの不安をどう取り除き、どう寄り添うことができるのか、そのことがとても重要かつ大事なことだと私は考えております。部長のご答弁で、これまでと同様の対応を図ってまいりたいとありましたので、さらに、先ほども述べましたように、どう寄り添うことができるのかが大事だと思いますので、市民の皆様にしっかりと寄り添った対応を今後ともしていただきたいと、ここでは要望しておきます。

　では次に、有害鳥獣出没地域の現状について、お聞きいたします。先ほどの質問の中で、メガソーラーの開発を含め各種の開発行為により、動物たちのすむ所も年々となくなってきているという現状もあり、近年では、以前はイノシシが出没していた所も、最近では、鹿も出没している状況もよくお聞きします。そこで、市が現在把握している出没地域や通報が増えてきている地域があれば、お答えください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　市内におけますイノシシや鹿などの有害鳥獣の出没地域につきましては、山間部に隣接する地域から通報が多くございますが、近年は都市部に近い地域からの通報も増えており、生息域が広範囲に広がっているものと考えております。具体的には、例年に比べ、飯塚地区においては、相田、庄司、鯰田、柏の森の地域からの出没情報が多く寄せられており、市内全域では、特に頴田地区、庄内地区での捕獲頭数の伸びは著しいものとなっております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長のご答弁では、飯塚地区においては、相田、庄司、鯰田、柏の森の地域からの出没情報が多く寄せられており、市内全域では、特に頴田地区、庄内地区での捕獲頭数の伸びが著しいということであります。私も地元でよく、特に夕方から薄暗くなる頃にイノシシや鹿を見かけております。鹿に関しては、雄は立派な角があって、遭遇するととても怖く感じたこともあります。

　では次に、有害鳥獣被害の把握及び対策についてお聞きします。先ほど言われたイノシシや鹿が出没する地域での被害について、実際のところ、農作物等への被害なのか、民家への被害なのか、また人的被害なのか、現在、市の把握状況及びそれに対する現状の市の対策をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　有害鳥獣の被害につきましては、農作物への被害が多く、民家敷地の侵入などが報告されていますが、人が襲われたなどの人的被害については報告を受けておりません。

現在の対策としましては、イノシシや鹿などの出没に対して、農作物への被害である場合には、農林振興課職員と有害鳥獣駆除員が現地を確認し、捕獲が見込めると判断した場合にわなを設置し、捕獲を試みております。また、イノシシや鹿などの大型の動物が民家や市街地に出没した場合には、農林振興課職員と有害鳥獣駆除員が現地を確認し追い払いなどの処置を行っております。加えまして、住宅密集地など人的被害のおそれがある場所につきましては、飯塚警察署とも連携しまして追い払いや周辺パトロールを実施しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　現在の対策及び対応は担当課職員と駆除員で行い、状況に応じては飯塚警察署と連携をとり、対策を進めているということであります。

　では次に、ドローンを活用した対策についてお聞きいたします。近年はあらゆる分野でドローンを活用した取組及び対策がなされているとお聞きしております。では現在、市が取り組まれようとしている対策が何かありましたら、お答えください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　今年度予算において、ドローン等のＩＣＴ機器を活用した有害鳥獣の生息域調査を行うこととしております。この調査により、人間が踏み入れることの困難なやぶやため池周辺に潜む鳥獣を確認することが期待され、今後の捕獲計画に活用したいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長が答弁された中で、今年度予算においてドローン等のＩＣＴ機器を活用した有害鳥獣の生息域調査を行うこととしておりますと、ご答弁されましたけれども、これは本市がドローン等を購入して本市独自の調査をされるのか、もしくは、専門業者に委託して調査を行っていただくのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　生息域調査につきましては業者に委託し実施することを予定しております。調査の概要としましては、産業用ドローンや赤外線カメラを使用しまして、野生鳥獣が活動しやすくなる日没後に撮影した画像をＡＩにより画像分析を行うことで、特定地域の野生鳥獣の生息数や生息域の把握を行うとともに、出没事案の多い大部分を占めます森林や農地周辺の脆弱性を把握し、被害防止計画を作成することで、その後の計画的な有害鳥獣対策につなげていくことを想定しております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では次に、そのドローンを活用した他市の取組状況について、お聞きいたします。全国的に見て、他市の事例等がもしあれば、ご紹介をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　近年、ドローン等を活用した取組については多数が発表されております。一例として、有害鳥獣が出没した場合にドローンが自動的に発進し、音などで威嚇し追い払いを行うといったＩＣＴ技術の、実証段階ではありますが、取組が行われていると聞いております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　実証段階ではあるけれども、ドローンを活用した取組は全国的にあるということであります。これは御存じだと、先ほどのご答弁の中にも多少触れられておりましたけれども、九州農政局の鳥獣対策では、生息調査にドローンを活用した企業等を紹介しております、多数ですね、結構あるのですけれども。内容は、ドローンで、鳥獣対策用として先ほど言われた赤外線カメラなどを使用して、鳥獣の侵入経路を探索できる装置や、ドローンを活用して鳥獣の追い払いや生息状況を把握するなどであります。多数ありますけれども。

　では次に、動物が山にすんでいるのは、これは当たり前というか、致し方ないと思いますが、出没後にわな等で捕獲するのは、本当に大変な作業だと思われます。実際には、本当に山から下りてきたものなのか、もしかすると、どこか別の所にすむ所があり、例えば、耕作放棄地や遊休農地等が動物のすむ所になっているケースもあろうかと思いますので、そのような所も調査して、すむ所を特定し、対策を講じることも必要だと考えておりますけれども、どのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　質問議員が言われますように、現在の対応が出没後の捕獲対策にとどまっております。そのため、先ほど申しましたようにドローン等を活用することで、動物の潜み場等を特定できれば、やぶや雑草の刈り払いによる追い払いや、出没前の捕獲活動につなげることが期待できます。今後、ドローン等のＩＣＴ機器の活用事業を調査研究しまして、有害鳥獣対策に生かしていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　答弁で、今後ドローン等のＩＣＴ機器の活用事例を調査研究し、有害鳥獣対策に生かしていきたいと、今、部長がしっかり言っていただきました。また先ほどのご答弁で、ＩＣＴ機器を活用した調査を行うとのことです。いろいろ赤外線等と言われておりましたけれども、その中身には、さっき言いました耕作放棄地や遊休農地等もしっかりと調査範囲に入れていただいて、今、本当に赤外線カメラ、また熱感知器とか、そこに動物の熱を感知すればすんでいることとか様々分かりますし、それが分かれば、人間の目でずっと調べていくとかなり手間がかかりますので、こういった物をしっかり活用していただいて、今回、委託して調査をされるということですので、その部分も含めて、その中に入れていただくことをここでは要望しておきます。

　では次に、現在、国・県等の有害鳥獣被害対策の補助金については、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　補助制度としましては、国庫事業を活用した嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会において取り組んでおります農地に対する有害鳥獣侵入防止柵設置に対する補助金がございます。この事業は、農区長及び生産組合長を通じまして、翌年度の要望調査を行い、要望地区の被害状況、柵の設置箇所数や距離などの要望を聞き取りしまして、対策協議会から県への要望を通して、毎年実施をいたしているものでございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　国は農地に対する有害鳥獣侵入防止柵設置に対する補助金があるということであります。ただ先ほどから申しているように、鳥獣被害は、現在は農作物だけではなく、すみかを追われ市街地にまで出没し、民家への被害とか、また、まだ今のところ本市ではあっておりませんけれども、人間への被害が今後予想されるものと、ひどくなれば思われます。そこで本市独自の鳥獣被害対策への補助金について、お聞きいたします。現状はどのようになっているのかをお答えください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現在の本市独自の補助制度につきましては飯塚市有害鳥獣駆除補助金がございます。これは有害鳥獣駆除に対しまして、イノシシ、鹿の駆除報償金として１頭当たり最大１万円を交付することとしております。加えまして、駆除員の狩猟により生じる損害の賠償に係る損害保険料、これの２分の１のほか、駆除に係る諸経費として、最大５千円を交付いたしております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長がご答弁された中で有害鳥獣駆除員に対しての補助金制度はあるということでありますが、そこで、被害に遭われているのは農地だけではなく、市街地にお住まいの個人も、であります。そのような個人が鳥獣被害対策のために行う対策に、本市独自の補助金をつくっていただきたいと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現在、農地や市街地に対する被害防止対策はなかなか行っておらず、先ほど答弁いたしました農地につきましては国の補助事業を活用させておりますが、今後、今の鳥獣の出没状況を考えますと、何らかの対策も必要であると考えておりますので、他市町村の事例等も調査いたしまして、被害防止対策や支援策等について調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　しっかりと調査研究していただくということですので、またよろしくお願いいたします。

私が調べたところでは、浪江町は住宅等鳥獣被害対策事業補助金という制度があります。最大１０万円で、上限に達するまで複数回の申請が可能となっております。また、対象については被害防止のために、新たに購入した資材の購入費、また資材を設置するために業者に支払った経費、また住宅内に生息する有害鳥獣等の駆除のために支払った経費等であります。また大分市では、鳥獣による農林産物や人身被害を防ぐための防護柵を設置する個人、団体に対する補助金があります。

今後は森林等の開発がさらに進めば、今以上に市街地への有害鳥獣被害が増えてくるものと考えております。先ほど提案したドローンを活用した生息地の調査も含め、本市独自の個人への鳥獣対策補助金の創設を一日も早く実現していただきたいと強く要望して、この質問を終わります。

　次に「ＡＹＡ世代のがん対策支援について」、お尋ねいたします。以前もちょっと触れたのですけれども、このＡＹＡ世代とはどういうものなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＡＹＡ世代とは、１５歳から３９歳の思春期、若年成人を指します。特にがん医療において用いられている言葉でございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長のご答弁では１５歳から３９歳の思春期、若年成人をＡＹＡ世代ということであります。

また、これは特徴として、小児後発するがんと成人で後発するがんがともに発症する可能性がある年代であり、肉腫などＡＹＡ世代に多い特徴的ながんも存在します。したがってこの年代のがんの診療には、小児及び成人専門の医師、看護師をはじめ、多職種が連携して診療を行うことがとても重要であります。また、患者さんも中学生から社会人、子育て世代とライフステージが大きく変化する年代であり、患者さん一人一人のニーズに合わせた支援が必要となっております。

ではそこで、本市のＡＹＡ世代のがん患者の現状について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚市のＡＹＡ世代のがん患者の人数については正確に把握できませんが、国立研究開発法人国立がん研究センターのホームページでは、日本では毎年約２万人のＡＹＡ世代ががんを発症すると推定されています。年代別に見ると、１５歳から１９歳が約９００人、２０歳代は約４２００人、３０歳代は約１万６３００人でございます。これを飯塚に当てはめてみますと、毎年約２０人のＡＹＡ世代ががんを発症すると推定されます。年代別に見ると、１５歳から１９歳が約１人、２０歳代は約４人、３０歳代は約１６人となります。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長がご答弁された中では、年間約２０人のＡＹＡ世代の方ががんを発症され、年齢別に見ると、３０代の方が約１６人と一番多いと推定されるということであります。

　では次に、ＡＹＡ世代への支援についてお聞きします。現在はどのような支援があるのか、飯塚市の取組をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市では、ＡＹＡ世代への取組として、若年者健診を集団検診と合わせて実施しております。がんの早期発見、早期治療のために、定期的な検診受診を推奨いたしております。

がん患者への取組といたしましては、がん治療や骨髄移植などの影響により、定期予防接種で得た免疫が消失、低下した方へのワクチンの再接種を助成する事業を令和２年度より開始いたしております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今答弁では、若年者健診を集団検診と合わせて実施されているほか、がん治療や骨髄移植などの影響により定期予防接種で得た免疫が消失、低下した方へのワクチンの再接種を助成する事業を令和２年度より開始しているということであります。

このワクチンの再接種を助成する事業は県と市で全額負担し、本人の負担がないのですばらしい取組だと感謝しております。この制度が開始される以前に、片峯市長に「がんの子供を守る会」の方と直接会っていただいて、その後、私は２度ほど一般質問させていただいておりましたので、この支援が今後もしっかり続いていくことを切に望んでおります。よろしくお願いいたします。

　では次に、ＡＹＡ世代の生活等介護支援についてお聞きいたします。ＡＹＡ世代の方は介護保険の利用ができませんので、生活支援や身の回りの支援が必要になってくるかと思います。福岡県では令和元年８月より、小児ＡＹＡ世代のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるように、在宅介護サービスに係る利用料を助成する福岡県小児ＡＹＡ世代がん患者在宅療養生活支援事業を開始しております。その事業について詳しい説明をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　事業の紹介でございますが、対象者は４０歳未満のがん患者で、対象サービスは訪問看護、訪問看護の中には、身体介護、生活援助、通院等乗降介助の３つがございます。それから、訪問入浴介護、福祉用具の貸与、購入に係る経費でございます。利用上限額を１月当たり６万円とし、自己負担金はサービス費用の１割となります。残りのサービス費用の９割を県と市町村で２分の１ずつ公費負担することとなります。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、部長のご答弁のように様々なサービスを、利用上限額は１月当たり６万円とし、自己負担分はサービス費用の１割となり、残りのサービス費用につきましては、９割は県と市町村で２分の１ずつ公費負担する制度であります。

では、ＡＹＡ世代への他市の取組について、お聞きします。県内で助成事業を実施している他市の状況をお尋ねします。また、近隣では田川市が導入されたとお聞きしていますので、田川市の状況も含めてお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和４年４月１日現在で、県内で実施している市町村は、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市を含む２９市町村となります。近隣の田川市では、昨年度より実施しておられます。昨年度は１名の方の利用があったとお聞きしております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では次に、ＡＹＡ世代への復学、進学及び就労支援について、お聞きいたします。ＡＹＡ世代のがん患者への支援で復学、進学や就労支援がありましたら、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の支援で、ＡＹＡ世代のがん患者への復学支援や就労支援は特にございませんが、がん相談支援センターというがんに関する相談窓口が、全国のがん診療連携拠点病院や、小児がん拠点病院、地域がん診療病院に設置されております。ここでは、がんについて詳しい看護師や、生活全般の相談ができるソーシャルワーカーなどが相談員として対応しており、患者さんだけではなく、ご家族やその病院に通っていない地域の方々など、どなたでも無料、匿名で利用可能で、主に面談または電話で相談することができ、飯塚医療圏域では地域がん診療連携拠点病院である飯塚病院がその機能を備えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今、飯塚病院がその機能を備えているということでありましたけれども、こういった相談とか病院に入院されていたり、医師のほうからいろいろ聞けば結構分かると思うのですけれども、この情報を知らない方というのも、もしかしたらいらっしゃるかも分かりませんし、飯塚市との連携という形で、本市として連携しながら、もし、市のほうに問合せがあった場合とか、何か連携等はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＡＹＡ世代の方も含めて、がん患者からの相談というのは、私どもの健幸保険課のほうで相談を受けております。健幸保険課のほうの保健師、または一般の職員が適切に、窓口等そういったものについては、ご紹介させていただいております。当然、飯塚病院の地域がん診療連携拠点病院での相談についても、ご紹介しているという状況でございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　しっかりとされているということで、安心しましたけれども、今後またそういった方が一人でも漏れなく相談ができるように、よろしくお願いいたします。

　では次に、ＡＹＡ世代の総合的な今後の対策についてお聞きいたします。生活支援の取組については今、お話がありましたので理解いたしました。では、今答弁された以外に今後の対応について、市にお考えがあれば、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＡＹＡ世代に限ったことではございませんが、日本人の２人に１人が、一生のうち１度はがんになると言われております。がんの早期発見、早期治療のために、定期的な検診受診が重要であることから、一人でも多くの方が、がん検診受診の大切さを認識できるよう環境づくりを行うなど、予防のための施策に力を入れていきたいと思っております。

また、質問議員が言われますＡＹＡ世代のための施策についてでございますが、世代によりサービスに格差があることは望ましくないと考えるため、介護保険制度の対象とならない３９歳以下のがん患者の方への在宅療養生活支援事業及びがん治療の副作用等で外見的変化による医療用ウイッグ、かつらなどでございますが、そういうものや補整下着の購入が必要となった方に対し、その人らしくいられるように環境を整備する必要があるため、購入費に一部助成を行うアピアランスケア事業についても、今、実施に向けた調査研究を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　答弁で、介護保険制度の対象とならない３９歳以下のがん患者の方への在宅療養生活支援事業及びがん治療の副作用等で外見的変化による医療用ウイッグや補正下着の購入が必要となった方に対し、その人らしくいられるように環境を整備する必要があるため、購入費に一部助成を行うアピアランスケア事業について、実施に向けた研究を今後行っていくということであります。

最後に確認なんですけれども、これは先ほど言った在宅療養生活支援事業及びと言われておりますけれども、これも含めたことの調査研究を行っていくのか、購入費に対する一部助成、このことに特化して行っていくのか、そのことも含めて、あともう一つは、先ほどから言っております、既に県下では約半数の２９市町村が導入をされております在宅療養生活支援事業を、本市として導入されるお考えがあるのか、お聞きいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　まず１点目でございますが、今、実施に向けて考えている、調査研究しているものについては、在宅療養生活支援事業とアピアランスケア事業の両方でございます。

それと、本市としてこれらの事業について、どのように考えているかということでございますが、質問議員もおっしゃいますように、このＡＹＡ世代のがん患者というのは、いわゆる小児の慢性の特定疾病制度とか、それから介護保険の制度、そういった部分のちょうど谷間の世代に当たる方への支援事業でございますので、これが国の事業として実施されてない状況ということも踏まえて、市として実施に向けた調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　現時点では導入はまだということでありますし、今後しっかり研究をされていくということであります。

現在、県下では既に半数以上の２９市町村が取組をされておりますし、やはりよいからこそ、やはりとても大切で重要だからこそ、半数以上の福岡県の中では取組をスタートされているところでありますので、調査研究という部分もとても大事なことでありますけれども、この部分をしっかりまたやっていっていただきたいと思っております。

田川市の田川市小児ＡＹＡ世代がん患者在宅療養生活支援事業実施要綱の目的の第１条には、この要綱は、小児ＡＹＡ世代のがん患者が住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図ることを目的とするとあります。がんの種類によっては思うように体が動かず、身の回りのことが困難な方がおられます。行政の立場でできることは速やかに始めていただきたいと私は考えております。

先ほど言いましたけれども、県下では既に約半数の２９市町村がこの事業を実施されております。やるべき事業だからこそ実施されていることであります。片峯市長に、ぜひ早急な導入をしていただきたいと、最後に強く要望いたしまして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３８分　休憩

午前１０時５０分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１４番　上野伸五議員に発言を許します。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　質疑通告に従って質疑させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、「官製談合等の可能性などについて」、お伺いいたします。令和４年９月２２日に開催されました令和３年度決算特別委員会において、職員のコンプライアンス違反に関わる行動について、質問を行いましたが、どのような調査結果となりましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和３年度決算特別委員会におきまして、令和４年１月某日、ある事業の担当者と職員が会食をしたようなコンプライアンス違反の事例があるというご指摘をいただきました。本件につきましては、事象の特定がしがたいものでございましたが、令和４年１０月４日に市長名で、「全職員に対し飯塚市職員倫理条例の遵守について」を発出し、職員の倫理行動基準、管理監督者の役割等について周知を図っております。また同日、総務部長名で所属長に対し、「飯塚市職員倫理条例に定める管理監督者の責任及び役割について」を発出し、所属職員の行動に関し、適切な指導及び監督を行うとともに、不正な働きかけがあった旨の報告を所属職員から受けた場合には、当該職員に適切な助言を行い、速やかに上司等に報告するよう通知をいたしたところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　答弁書の最後の部分が抜けているようですが、その結果はいかがだったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本件の総務部長名での発出について、不正な働きかけがあった旨の報告については、行われておりません。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　確認させてください。飯塚市におかれては、私が申し上げた、質問したような、担当課長と利害関係者との会食等はなかったと認識されておられるわけでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほど来、答弁しておりますとおり、９月の決算特別委員会における議員のご指摘につきましては、先ほど答弁しましたとおりでございますが、今回、一般質問の通告がなされた際、当時の契約課長と利害関係のあった会食についてという具体的な事象が提示されましたことを受け、１１月２８日付で当該職員から、本件については自分のことではないかという申立てがありましたので、これにつきましては職員倫理条例に基づき、現在、対処しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　部長、今、自分のことではないということだったのですよね。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　自分のことであろうという認識を持っての報告がございました。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　分かりました。私はその報告を全く受けていませんので、この答弁書に基づいて質疑を続けさせていただきますし、また調査は続けていただければいいと思います。

つまり、私が人事課から書面で該当者はないと、９月の決算特別委員会での質問については、該当者はありませんと、書面でご回答いただいたのが１１月１４日です。一般質問の質疑通告が１１月２１日でございますので、その後、当該担当者の方が、私のことではないだろうかということで今、調査をされているということですが、つまり私が質疑通告した時点では、飯塚市は市民からの情報を否定されていたわけです。

答弁にございましたように書類を発出して、確認を行われたということですが、これは例えば、入札の談合情報の場合であった場合には、たとえ電話で、匿名での通告であったとしても、該当業者に確認して、念書まで提出させることもあるのではないでしょうか。つまり、民間業者は談合するかもしれないが、身内は、飯塚市の職員に限っては、決してそのようなことはないと信じておられるのかもしれません。

いずれにしましても、飯塚市と情報提供された市民との認識が全く反対です。その後、当の市民の方は憤るというか憤慨されまして、この件については先日、百条委員会設置の請願を提出させていただき、受理されましたので、一般質問での押し問答は控えたいと思いますけれども、皆さん御承知のように、請願提出に際しては、請願者である市民はその住所、氏名を明らかにしなければなりません。１２月８日に開催される議会運営委員会に諮られる際に、提出された請願を御覧いただければご理解いただけると思いますが、具体的な内容をもって、請願に至る場合には、請願者の今後の信用問題や日常生活にも影響が及ぶ可能性があるのですが、提出に至る経緯には、当該職員と他の業者との関係への疑義も積み重なっておられるようで、固い意思の下に提出されました。

行政への大きなチェック権限は、１２万５千人の飯塚市民の中で、私たち議員２８人にだけ与えていただいているものです。今回、請願者自身が大きなリスクを抱えることをいとわず、請願提出を断行されました。この覚悟を持った訴えを議会への失望に変えることなく、真摯に応えることが私たち議員の、議会としての役割、責務だと考えています。片峯市長におかれましても、任命責任者として、また入札業者の関係者のお一人として、他の関係各位との動向も明らかにしていただくなど、官製談合等の疑念払拭に積極的にご尽力を賜りますようにお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

「自治会への支援などについて」、お伺いいたします。自治会の状況が厳しいという話をよく聞きますが、本市では、どのような状況になっているのか、お知らせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の自治会の現状でございますが、本市では１２月１日現在、２７７の自治会がございます。休止している自治会が６団体ございまして、そのうち一つは、隣組だけで活動している自治会が１団体ございます。自治会の構成員が高齢化し、自治会長が不在になり、休止する自治会が出てきているというような状況となっております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　それでは、現在の自治会加入率は、どのようになっているのか、お知らせください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会加入率は令和４年５月末現在で５２．４８％であり、１０年前と比較すると約１５％の低下、昨年と比較すると約１．８％の低下となっております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　その原因について、市はどのように分析をされておられますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　低下の原因につきましては、まず世帯分離する世帯が多くなったこと、それから転入者の未加入及び会員の脱会、これはお亡くなりになったことも含めてでございますが、そういったことが想定されます。世帯分離の増加につきましては、核家族化の進行、それから入所型の福祉施設の増加が考えられます。次に、転入者の未加入につきましては、自治会に対する理解が得られていないということが原因だと考えております。

先ほども答弁いたしましたが、自治会活動を休止した自治会が６団体、解散した自治会が５団体ございます。コロナの影響に加え、高齢化により役員の担い手がいないという理由で解散したところもございます。会員脱退の要因は高齢化により、身体的、体力的に支障を来し、役員の業務を遂行できなくなったことから、脱退に至っているという話を自治会長会等でも聞いております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　自治会の今後を考えていく上では、課題を洗い出していく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会の課題といたしましては、これはもう全国的な問題でもございますが、先ほど触れました自治会加入率の低下をはじめ、自治会役員や構成者の高齢化、自治会長を含めた役員の後継者不足等が問題になっていると考えております。その結果、地域コミュニティーの希薄化、高齢者や子どもたちの見守り、自主防災の脆弱化などが大きな課題と考えられます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　自治会への支援は行政としてどのように考えておられますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　支援の種類といたしましては、財政的な支援、人的な支援等が考えられます。加入者の減少、現在は物価高騰などで自治会としても財政的に非常に厳しい状況であると思われます。加入者の少ない、小さな自治会等では、いろいろな催物を企画したとしても、それを支える人材が不足しているという状況もあると考えます。また、自治会役員さん方からも市報配付などにおける事務の負担軽減ができないかというような話もあっております。このような課題を解決するため、行政としてできる支援策を検討しなければと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　今、ご答弁にありましたが、自治会役員等の事務の軽減についてどのようなお考えなのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市は行政事務の一部として、市報等の配送業務を行政協力員、行政協力補助員として自治会長や隣組長に委託しているところでございます。委託というかお願いしているところでございますが、自治会役員の大半が７０代から８０代であり、月２回の市報等の配付業務は非常に困難であるという声も上がっております。役員の担い手不足を解消するためには今後、市報等の配付業務については、地域の実情に合わせた様々な手段の検討が必要であると考えております。また回覧板についても、デジタル化の調査研究を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　自治会への財政的な支援の一つとして、自治会公民館等建築補助金があると思いますが、内容について教えてください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治公民館等建築補助金については、各自治公民館の新築、改築、増築または改修に要する工事費の一部を世帯数、建築面積などに応じて補助するものでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　先日、頴田地区の自治会長からご相談があったのですが、これは地区に限らず、飯塚市全体の問題になると思いますが、転落防止のためのフェンスや堀が現在、劣化してきているということでした。自治会加入の減少などによって、自治会運営も厳しくなっていると思われますので、外周フェンスなど、安全対策上必要な構築物についても、市としても一定の配慮ある措置が必要ではないかと思います。また、自治公民館等建築補助金の対象の拡充を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自治会運営の厳しさは、頴田地区だけではなく他地区においても同様であり、自治会の加入率の低下、活動の担い手の高齢化、そして最近の物価高も相まって、年々厳しくなっていると考えております。本市といたしましても自治会活動の状況、自治公民館の運営状況について、自治会長会等を通じて状況を把握し、今後適切な支援策を考えていきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　よろしくお願いいたします。先ほどから答弁をいただいていますように、自治会は非常に厳しい状況となっています。地域コミュニティーが崩壊の危機にあると申し上げても過言ではないと思います。しっかり地域と向き合っていただいて、行政としても、財政的な支援、人的支援、両面において、具体的施策を配して、最善を尽くしていただきたいとお願いを申し上げて、次の質疑に移ります。

「小中学校施設等の充実について」ですが、学校施設については、長寿命化計画に基づいて改善を図っておられると思いますが、対象施設はどのような基準で更新する計画になっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　小中学校の校舎、体育館、プールは、建築後２０年と６０年に大規模改造、４０年に長寿命化改修を行い、建築後８０年に建て替える計画でございます。その他、児童館、児童センターについては、建築後２０年と４０年で大規模改造を施し、建築後６０年で建て替えを実施することとしております。なお、現在の計画では令和５年度から令和１４年度の期間内に、２８施設の大規模改修や長寿命化を行う予定で計画を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　計画対象の施設は全体で幾つございますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　対象施設は大別して、校舎、体育館、プール、児童館、４分類で、施設台帳に基づいた１４７施設ございます。これは同じ学校の校舎でも、建築年度の異なる建物が混在しますので、それぞれの建築年度別に１つと数えたものであります。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　これからの１０年間、つまり令和５年度から令和１４年度で２８施設が改修予定だとご答弁いただきましたが、対象施設は１４７施設もございます。単純に残り１２０施設弱については、今後どのように改修等が進められるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　先行する２８施設は長寿命化計画における改造等の優先順位の考え方に基づき、今後１０年間に改造等を優先的に行う施設として整理しておりますが、今後も同様の考え方で、次なる対象施設を決定し、改修を進めてまいります。その際、建物の老朽化状況や児童生徒数の変化、市の財政状況の変化等に対応しながら検討となりますが、５年後の令和９年度に当計画の中間見直しを予定しておりますので、その整理の中で、対象施設の予定数を含め、今後の整備計画を検討したいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　具体的な改修方法や事業内容を教えていただけますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　学校施設の長寿命化計画においては、改修等の整備水準等の基本的な方針については定めております。校舎については、屋根、屋上に外断熱シート防水を施工することや、外壁に係る外部仕上げの水準、教室等の内部仕上げについては、黒板、家具関係の更新について、電気設備のＬＥＤ化、空調設備や給排水施設に係る機械設備に分類し、部位ごとの整備水準を定めておりますので、この計画をベースに改修を進める計画でございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　学校施設の更新は標準的な仕様を定めて整備されるということですが、学校施設については、教育施設としての用途に限らず、求められる多様性が増してきていると感じておりますが、その点、今後、施設整備を進める上で検討していることはあるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　学校施設は子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとっても最も身近な公共施設であり、生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として、また大雨、洪水等の非常災害時には、避難所としても重要な役割を担っております。このため必要に応じ児童生徒や教職員だけではなく、保護者や地域住民等の多様な人々が利用しやすいように配慮した設計、施設整備も重要であると認識しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　近年は、地球温暖化による異常気象をはじめ、過去に例のない災害が各地で発生しています。本市の学校施設もその多くが避難所として指定されています。他の自治体においては、避難所としての機能の充実や児童生徒の熱中症対策として、小中学校の体育館にＬＰガスを利用した空調設備が設置された例もあるようです。限りある財政状況の下で、老朽施設を効率的かつ効果的に再生していく必要がございますが、防災的な機能をはじめ、様々な社会的要請にも適切に対応していただき、その性能を十分に発揮することが可能となる施設整備について、先立つ財源確保に努めていただき１４７施設が一刻も早く整備、改修されるようにお願いを申し上げて、次の質問に移ります。

「頴田地区の課題への対策について」でございます。市指定の有形文化財である旧松喜醤油屋について質問させていただきます。見学に行ってきたのですけれども、廊下の床が軟らかく、たわむ場所や建具が損傷しているような箇所も見受けられます。この指定文化財における補修が必要な箇所の把握状況について教えていただけますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　旧松喜醤油屋は、幕末から明治初期に建築されたと言われておりますので、既に建築から１５０年ほど経過している施設でございます。そのため建物の老朽化が激しく、廊下の床や建具の部材が破損している箇所などがあることを、日常点検の際に確認のほうをしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　その日常点検の中で確認された損傷箇所に対する維持補修などの対応状況はどのようになっておりますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　損傷箇所につきましては、施設の維持修繕、更新計画に取りまとめを行いまして、予防的修繕を含む補修を計画的に行っております。施設の維持修繕、更新計画におきましては、修理が遅れると、建物本体に影響を与える損傷や施設を利用する上で、日常的に利用するところ、また文化財としての景観を損なうところなどの状況を考慮いたしまして、順次補修を行っているところでございます。現在、旧松喜醤油屋におきましては、外壁表面に雨水等により剥がれや染みが発生した部分のしっくいの塗り替えや、欄間の破損した部分を取り替えるなどを年次的に行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　計画的に行っていただいている補修以外に、緊急に発生した損傷などについては対応はしていただけるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　台風等の自然災害も含めまして、緊急に発生しました損傷につきましては、文化財の価値を損なわないように補修を検討したいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　手後れとならないように専門知識を生かして、補修を続けていただきますようにお願いを申し上げます。

次に、旧頴田支所についてお尋ねいたします。旧支所の建物は老朽化していると思いますが、建物や土地について、今後の利活用等の方針は決まっているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　公共施設等のあり方に関する第３次実施計画では、跡地、跡施設の有効活用は決定されておらず、現時点におきましては、利活用等の方針はございません。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　解体等にかかる場合に何か課題等はございますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　課題ということですけれど、まずはもうアスベスト調査、それから確定測量等が必要になってまいりますことと、現在の建物の一部に商工会がございますので、そことの協議が必要ではないかというふうには考えます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　現在のところ利活用等の方針はないということですが、当該地区は平成３０年７月豪雨により浸水被害を受けており、ポンプ場も浸かりました。その後の対策はどのようになっているのか、お知らせください。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　質問議員が言われますとおり、平成３０年７月豪雨では、県営河川である庄内川の越水により、頴田支所管内において、床上浸水１３８戸、床下浸水３３戸及び頴田排水機場の浸水など、広範囲にわたる浸水被害が発生しております。これを受けまして、福岡県では令和元年度から令和５年度を期間とする庄内川浸水対策重点地域緊急事業を実施し、堤防などを拡幅整備することで、治水安全度の向上を図っております。当事業においては、平成３０年７月豪雨と同程度の降雨に対し、床上浸水被害をゼロとする目標とし、事業を実施しているところです。また、飯塚市におきましても有事の際に排水機能への支障が起きないよう、日常における頴田排水機場等の点検を実施し、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　浸水対策も進んでいる状況ですけれども、旧支所の利活用の方針をどのように決めていくのか、お示しいただけますか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　今後の利活用等につきましては、関係各課と協議を行い、市として利活用の方法がないか再度検討し、地元の住民の意見も取り入れながら、最終的に飯塚市公有財産有効利活用検討委員会において、方向性を決定していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　利活用決定の流れは分かりました。頴田地区住民の意見も聞きながら方向性を決定していくとのことですけれども、飯塚市立地適正化計画では、この旧支所周辺については、居住誘導区域や都市機能誘導区域に位置づけられており、生活拠点、居住を集約するため、ふさわしい民間企業等への売却も考えられてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　質問議員がおっしゃいますとおり、売却についても手段の一つでございます。様々な意見を聞きながら適正な計画に基づき利活用の検討を行っていきたいと考えるところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　旧支所については理解できました。現在の支所周辺の公共施設の跡地利用について、さきの９月議会でも質問させていただきましたが、その後どのような進捗になっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　支所周辺につきましては、現在、都市公園の変更の手続を行っているところでございます。また、今議会には売却準備に必要な補正予算の議案を上程させていただいております。準備を着々と進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　個々の重要性、緊急性を理解していただき、補正予算の計上、本当にありがとうございました。計画進捗にもさらにはずみがつくものと感謝申し上げます。

頴田地区には公営住宅がございますが、どれも老朽化しております。全て建て替えてくれとは申し上げませんが、今回、支所周辺の公共施設跡地の利用に際して、民間資金等活用事業、いわゆるＰＦＩを取り入れて、民間の力を借り、公営住宅移転・新築するのも一つの考え方であると思います。実際に他の自治体で取り入れた事例もございますので、このような手法も検討していただきますように要望を申し上げて、次の質問に移ります。

「差別解消関連法に係る対応について」です。平成２８年４月１日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この国の法律の施行を受け、飯塚市ではどのような施策を行ってこられたのか、考えてこられたのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定め、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、平成２８年４月１日から施行されております。本市としましても第３期飯塚市障がい者計画において、障がいのある人もない人もともに生き生きと暮らせる共生のまちづくりを基本理念とし、障がい者施策の基本的方向性を定める計画を策定し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、社会的障壁を取り除くための合理的配慮、差別解消の推進に向けた取組について推し進めております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　同年、平成２８年１２月１６日、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されておりますが、この法律の施行を受けて、現在まで飯塚市ではどのような施策を行われてこられたのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　飯塚市では、部落差別解消推進法をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、平成３０年４月に部落差別をはじめ障がいのある人、外国人への差別など、あらゆる差別の解消を推進し、差別のないまちづくりを実現することを目的として、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例を施行いたしました。そして、これまで部落差別問題の解決に向け、飯塚市人権教育・啓発基本指針に基づいて、様々な施策を推進してきたところでございます。また、令和２年度には、近年の社会情勢の変化に伴って、複雑化、多様化した人権を取り巻く環境の変化を踏まえ、飯塚市人権教育・啓発基本指針を改定し、それに基づいた具体的な施策である第３次飯塚市人権教育・啓発実施計画を本年３月に策定いたしております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　令和元年に市民の意識についての現状や問題点を把握し、これまでの人権教育及び啓発を推進する施策についての成果や課題を整理することによって、今後の方向性を見いだし、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の早期解決に寄与することを目的に、飯塚市人権問題市民意識調査を実施されておられます。この意識調査によって明らかになった成果、課題等についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和元年の飯塚市人権問題市民意識調査では、人権教育・啓発の継続的な取組により、人権意識の改善が見られるなど、一定の成果もあったと捉えておりますが、意識調査における設問によっては、否定的な意識が残っていることも明らかになっております。一方で、人権に関する意識の違いは人権研修を受講するか、しないかで大きな差が出ており、また参加する回数によっても、その違いが明らかになっております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　これまでに捉えられてきた課題に基づいて、人権教育・啓発基本指針を改定され、人権教育・啓発実施計画を策定されておられます。人権教育・啓発は今後どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民意識調査では、設問によって否定的意見を持つ人も一定数存在していること。また、人権問題に関連する法律や条例については、そのほとんどの認知度が３割を下回っていることから、今後さらなる人権教育・啓発が必要であると認識いたしております。今後は、本年３月に策定いたしました実施計画に沿って、部落差別をはじめあらゆる差別のない社会の実現に向け、人権教育・啓発にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　現在、人権週間でもありますが、引き続き、今後とも先進的な施策実現に向けてご尽力を賜りますようにお願いを申し上げます。一方、障がい者施策の取組について、普及啓発や事業活動をどのように進めてこられたのか。また、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　市民の皆様へ広く障がい者の福祉についての関心と理解を深め、併せて障がいのある人が、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野への活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とし、例年１２月上旬に、障害者週間に合わせ、本庁で障がい者啓発展示事業を開催しております。また、昨年３月には飯塚市手話言語条例を制定し、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務や市民及び事業者の役割を明らかにすることで、手話に関する施策の推進を図っております。これらの関連啓発事業として、市民向けの手話講座、手話スピーチ発表会、手話言語啓発講演会等の事業の推進を行っているところでもございます。全ての市民等が地域で支え合い、もって障がいのある人もない人も共に尊重し合う共生社会を実現するため、今後も福祉行政の取組をさらに進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　今、ご答弁の中にもございましたけれども、現在は人権週間でもあり、障害者週間でもございます。先日、手話講座に妻と参加させていただきました。手話の会の皆さんから大変明るくご指導いただいて、楽しい時間を過ごすことができました。今後とも、手話が市民の皆さんに楽しく広がっていく取組にご尽力を賜りますようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時２８分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１６番　吉松信之議員に発言を許します。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

質問通告に従いまして、質問いたします。

世の中には、新型コロナの問題、物価高、ウクライナの問題、気候変動の問題と不穏な空気に覆われています。しかし、こんなときこそ、我々議員は頑張らねばならんと、そういう思いで質問をいたします。春の来ない冬はない。朝の来ない夜はない。こういう気持ちで質問しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　全国の自治体においては、そのまち、地域の歴史や文化、そして未来に向けての自治体の存在感を示す目的でシンボルを定めているわけですが、その実情はどうなっているのでしょうか。お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　全国の自治体におきましては、多くの自治体で、市の木、花、鳥などを定めております。そのほか、少数ではございますが、市の魚や昆虫、市の色などを定めている自治体もございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　全国の自治体の中には、市の魚や昆虫、市の色までも定めている自治体があるということですが、飯塚市においては、どのような取組をなされているのでしょうか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましては、市章、市の花、市の木、市の花木を定めております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　本市においては、市章、市の花、市の木、市の花木を定めているということですが、市章について調べてみますと、平成１８年３月２６日、飯塚市告示第１号ということですから、合併して最初の告示ということになります。つまり、新しい飯塚市にとって市章はそれほど重要で、飯塚市のシンボルとして必要だったと考えられるわけですが、この形になった経緯をお尋ねいたします。また、どういう活用がなされているのか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市章につきましては、合併時に旧飯塚市の市章を新市の市章として制定したものでございます。市章の形につきましては、飯塚市を片仮名で表します「イイヅカ」を組み合わせたものであり、市章の中の３本の線は、旧飯塚市が全国で１１１番目に市制を施行したことを意味しているものでございます。なお、活用につきましては、市章でございますので、飯塚市を表すマークとして多方面で活用を行っております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

今、市章についての説明がありましたけれど、市章はこの議場においても、茜染めの日の丸の右側に掲げてありますけれど、私はこの３本の線が、穂波川、嘉麻川、それが合流して遠賀川になった、「川」という字を表しているのかなと思いましたけれども、今の答弁で、全国で１１１番目に市制を施行したという意味だったということで、分かりましたけれども、市章をつくったときは、ひょっとしたら私の考えもちょっと含まれていたのではないかなと、その考えは捨て切れませんけれども、それほど市にとって意味のあるものだということですね。

それから、市章の取扱いについて、少し説明をされましたけれども、もう少し、私が補足いたしますと、平成２６年７月２９日に、飯塚市章の使用に関する取扱要綱が施行されておりますので、その要綱に基づいて運用されていると承知しております。

　それでは次に、市の花、市の木、市の花木を定めているということですが、定めた経緯、その内容はどうなっているのでしょうか。お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市の花、市の木、市の花木につきましては、平成２３年３月２６日に制定をいたしております。制定の経緯といたしましては、平成１８年の合併協議の中で、市のシンボルとして市章は制定されましたが、市の花、木、花木につきましては、新市において制定することとなっておりましたことから、合併５周年を機に制定を行ったものでございます。市の花はコスモス、スイセン、市の木はクスノキ、メタセコイア、市の花木はキンモクセイ、シャクナゲを定めております。いずれも飯塚市の風土、自然などと関わりが深いものであり、市民にも愛され、親しまれているものでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　いずれも市民に愛され、親しまれているものでありますという答弁ですけれども、その根拠については、ちょっと私ももう少し聞いてみたいと思うのですが、クスノキとかコスモスとかいうのは私も納得していますので、ここはスルーをさせていただきます。

　さて、飯塚市において、このような市章や市の花や木、そして花木がシンボルとして制定されているということですが、全国的に自治体のシンボルカラー、つまりシンボルの色を定めているところがありますでしょうか。お答え願います。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　全国の自治体の中で、少数でございますが、市民誰もがイメージするような色をシンボルカラーとして定めている自治体がございます。県内におきましては、糸島市においてシンボルカラーとして「黄色」を、香春町はシンボルカラーを「みどり」と定めております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ただいまご紹介いただきましたように、県内においても、２つの自治体がシンボルカラーを定めているわけですが、シンボルカラーと言えば、先月の１６日から１９日まで、皆様方も実際に見られた方もおられると思いますし、報道等で覚えている方も多いと思いますけれども、世界糖尿病デーというのに合わせて、飯塚市本庁舎南側を糖尿病のシンボルカラーであるブルーで夜間のライトアップがなされておりました。この庁舎の南側です。糖尿病への正しい理解や予防、治療を啓発する意味を込めて実施されたということですが、非常に幻想的で、心穏やかになる取組であったと大いに評価しております。飯塚市においても、このような市のシンボルカラーを制定すると、そのような検討はなされていないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市のシンボルカラー制定につきましては、全国的に見ても多くはございませんが、まちのシンボルカラーを定めている自治体はございます。シンボルカラーを定めている自治体の多くが、緑色や青色をシンボルカラーとして定めており、その色に定めた理由といたしましては、まちの樹木等を通じ、まちの自然環境に合致するものや、古くから市と関わりが深い海を表すものとして、いずれも、まちの風土、自然などと関わりが深いものが市のシンボルカラーとして定められております。しかしながら、全国の自治体においてシンボルカラーを定めている自治体が１割程度である現状を見ますと、まちのあふれる魅力を一つの色として定めることの困難性があると考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　全国の自治体では、シンボルカラーを制定しているのは１割程度だということですが、私も調べてみますと、それらの自治体のシンボルカラーをちょっと紹介いたします。山形県寒河江市「さくらんぼＲＥＤ」、神奈川県座間市「みどり（ビビッドグリーン）」、同県大和市「若みどり色」、静岡県熱海市「スカイブルー」、岐阜県美濃加茂市「コバルトブルー」、同県関市「わかくさ色」、愛知県東海市「グリーン」、京都府向日市「スカイブルー」、大阪府泉大津市「オヅブルー」、広島県三原市「ディープブルー」、山口県山陽小野田市「オレンジ」、香川県さぬき市「ミドリ」と、色ですからいろいろありますけれども、それぞれに自治体の思いを込めて、まちづくりに生かそうと制定されているわけですが、本市にとってシンボルカラーを定めることは難しいとの答弁であります。改めて、私がこの質問をしたきっかけは、１１月から市の職員の記章が作られたと。ここにあります。この記章には赤っぽい色が使用されているわけですが、執行部の皆さん方も今、胸につけておられますけれども、非常にデザインにマッチした色合いで、格調高い感じを受けて、何か誇らしく感じますけれども、どのような理由で作成されたのでしょうか。その理由を教えてください。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　職員記章につきましては、職員としての身分を明らかにするものであり、公務員として、また飯塚市職員としての自覚を高め、その品位を保持することにより、飯塚市のイメージアップ、職員のモチベーションアップにもつながるものであると考えております。また、合併以降、記章の制定はいたしておりませんでしたが、現在は定住促進や企業誘致等の渉外活動など、その必要性が高まったことから作成したものでございます。記章の色につきましては、規定の中では特に設けてはおりませんが、現在、特産品ブランド化を目指しているものの一つとして、筑前茜染がございます。今回は、記章を作成するタイミングで力を入れて進めているこの事業にちなみ、あかね色をイメージして、その色に選定をしたところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

あかね色をイメージとして作成したということですが、それはしかりです。伝統の染物技法、筑前茜染は、先々月、１０月２５日に仙台市で開かれました商工会女性部全国大会で、飯塚市商工会女性部の鎌倉恭子さんが九州を代表して茜染を生かした同部の活動を発表されて、飯塚市の魅力を全国に発信されました。また、本市にあります斜面走行モノレール、このモノレールで日本一の実績を誇ります、株式会社嘉穂製作所のコーポレートカラーは「茜色」であります。コーポレートカラーというのは、シンボルカラーとほぼ同じ意味の言葉であると解されておりますけれども、企業や団体、組織を象徴する色のことでありまして、多くの企業が今、採用している状況です。企業のコーポレートカラーと同様に、本市のシンボルカラーを積極的に発信するということは、本市の新しい魅力創出につながるものだと考えております。私は茜染にこだわっておりますけれども、市のシンボルカラー、これは当然、市民の納得を得る色ではなくてはなりません。シンボルカラーを定めるということは、いろいろな色の中から一つの色を決めるという難しさがあります。その難しさはあっても、市の木、花、こういう数ある木や花の中から、クスノキやコスモスを決めることができたということですから、決められないことはないはずです。決めることができれば、その色がおのずと市の色になっていくと、私は思います。他の自治体の多くが採用しているブルーやグリーンだけではなく、あかね色には、太陽が光り輝く明るいイメージや、夕日や朝日の空気が澄みきった爽やかなイメージがあります。飯塚市の都市目標像であります「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」のイメージに、特に人が輝くというイメージに、このあかね色は柔らかな明るい光で、温かく、そしてそっと包み込むようなイメージです。私は本市のイメージカラーを定めて、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」という、本市のイメージアップの一翼を担ってもらって、いつの日か、合併２０年でもいいのですけれども、いつの日か、本庁舎があかね色にライトアップされることを期待いたしまして、この質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員に発言を許します。１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　続けて一般質問をさせていただきます。通告に従いまして、私のほうから「人権行政について」、質問させていただきます。

まず初めに、市民に対する周知・啓発の件でありますけれども、これは昨年１２月に、ちょっと発言できなかった思いを先に言わせていただきますが、世界人権宣言は、基本的人権を保障するために全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、初めて人権の国際的な基準が示され、１９４８年、昭和２３年１２月１０日の国連総会で採択されました。世界人権宣言の第１条は、全ての人は、生まれながらにして自由であり、人としての尊厳と権利を平等に持っています。人は理性と良心の下、互いに助け合っていかなければならないことや、第２条では、全ての人は、人種や皮膚の色、性別や宗教、言葉、そして意見や生まれの違いによって、差別を受けることなく、あらゆる権利と自由を平等に持つものとされています。国においても、毎年１２月４日から１０日までを人権週間としています。この期間中には、全国で人権問題について、関心を高め、正しい理解を深めるため、全国で啓発活動が行われているところです。

２１世紀は人権の世紀と言われ、国においても人権三法、障害者差別解消法、それからヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が２０１６年に施行をされました。本県においても、２０１９年３月に部落差別の解消の推進に関する条例が施行されるなど、取組が進められているところであります。しかしながら、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権に関する課題はまだまだ存在しております。このような人権問題が生ずる背景については、人々の中に見られる同質性や均一性を重視しがちな性向や、非合理的な因習的意識の存在等が挙げられています。また、これまで人権問題として認識されなかった問題や、社会の情報化または技術の革新などによって、社会環境の変化から生じた新たな人権問題等も認識されるようになってきたところでございます。

本市では、一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、２０１８年４月に、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消推進に関する条例が施行されており、部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に関する啓発活動や市民からの相談を受ける人権相談事業を行うなど、偏見や差別を許さない取組が行われています。今後はこの条例がどのように具体化していくのかというのが近々の課題というふうに思います。そこで質問をいたします。本市では、先ほど言いました部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例が施行されましたけれども、この条例を踏まえて、市民に対する周知・啓発をどのように行っていっているのか、また、この条例に基づいた人権相談事業というのは、今どのように取り組まれているのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市では、部落差別解消推進法をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、平成３０年４月に、部落差別をはじめ、障がいのある人、外国人への差別など、あらゆる差別の解消を推進し、差別のないまちづくりを実現することを目的として、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例を施行いたしました。

この条例を踏まえ、これまで様々な人権問題の解決に向け、毎年７月に同和問題啓発強調月間、１０月に開催している部落解放研究集会での講演会や各自治会での研修会など様々な機会を捉え、市民啓発に取り組んでおり、１２月の人権週間に合わせ、人権啓発冊子「人権いいづか」を毎年作成し、全戸配付するなど周知に努めております。

人権相談事業につきましては、これまで人権啓発センターに配置しておりました人権相談員の男女１名ずつを、令和４年度より本庁の人権・同和政策課に配置するとともに、専用の人権相談ダイヤルを設置しております。また、人権啓発センターや交流センターにおいて、人権相談出張窓口を開設し、部落差別問題をはじめあらゆる差別について相談に応じております。

今後も、部落差別をはじめあらゆる差別のない社会の実現に向け、さらなる周知、教育、啓発、相談にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　私の家にも人権の啓発の冊子が来ておりました。内容は読ませていただきました。大変いいものが毎年できていると感心しております。今後とも継続して取組をよろしくお願いします。

次に、女性差別を撤廃するには、今、飯塚市男女共同参画推進条例を活用して、その具体化を進めることが重要と考えます。具体的には、市の審議会への女性登用を進めるなど、担当部としての取組をお示しいただきたい。また、そのための啓発なり学習なり、どのような取組を行っているのかも教えていただきたいと思いますので、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市の目標審議会等の女性委員の登用率を令和３年度末までに４０％にする目標を掲げ、全庁を挙げて取組を行い、令和３年度末現在の女性登用率は３６．３％となりました。目標達成には至りませんでしたが、平成２７年度より５％増加しており、一定の成果はあったと考えております。今後も男女共同参画社会の意義を市民や各種団体等にお伝えし、理解していただき、市政への積極的な女性参画を進めてまいります。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　多分、パーセントを上げるには相当なお時間もかかろうかと思いますけれども、引き続き、取組をよろしくお願いしたいと思います。

次に、令和４年度から５年間を計画期間とする第２次飯塚市男女共同参画後期プランが策定されていますが、プランの見直しに当たっては、本市の現状と課題を把握するため、女性の労働状況に関する事業所調査や、男女共同参画に関する市民意識調査を実施したと聞いていますけれども、その調査結果と課題について、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和３年１月に実施いたしました女性の労働状況に関する事業所調査において、市内事業所の女性管理職の比率は、全体の１９．７％でした。女性管理職の少ない理由といたしましては、資質や能力、意欲など女性自身の問題とみなす傾向は依然として高いですが、資格や家庭責任など外的要因を問題とする事業所も増えており、環境整備によっては女性管理職が増える可能性が明らかになりました。

また、同年４月に実施いたしました男女共同参画に関する市民意識調査では、男は仕事、女は家庭という固定的性別役割分担意識について否定的な考えが、男女ともに６割を超しており、意識啓発は進んでいることが確認されました。しかし、炊事、掃除、洗濯などの家事は主に女性が８１．９％と高く、家庭内の仕事は依然として女性に役割が偏っているという実態が出てまいりました。この調査を通じ、男女共同参画は少しずつは進んでいるが、まだまだ課題も多いことが分かりました。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　なかなか課題が多いようですけれども、ぜひ引き続きの取組をお願いします。男女共同参画社会の実現のためには、やはり市民一人一人がその意義を理解し、他人事ではなく自らのこととして取り組むことが重要と考えます。市民や事業者等に対する広報や啓発を行うとともに、男女共同参画社会実現に向けて、市民、関係団体、それから事業者等と連携し活動を推進していただくように要望します。

昨日、新聞を見ました。１１月２８日に、職場など、様々な組織での女性の活躍を推進する団体「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」に市長が参加登録されたと書かれてありました。北九州市の北橋市長と、首長だったら２人目というのが載っていてびっくりしました。そこで市長としては市役所の職場環境整備なり、地域社会づくりに取り組みたいというふうに述べられています。現在、市職員の課長級以上の地位にある女性の割合は、聞きますと１０．４％というふうに書かれていました。ちょっと低迷をしているようですが、より一層の登用のほうを進めていただくよう、これも要望をしておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、市民意識調査についてですけれども、本市では令和２年３月に飯塚市人権問題市民意識調査報告書が公表されました。その報告書の部落差別問題の中では、あなたが同和地区の人と結婚をしようとしたとき、家族や親類から反対を受けた場合どうしますかという問いに、分からないと答えた人が、前回の調査の１６．６％から、３６．１％と倍増をしているそうです。この結果に対し、教育や啓発の必要性や重要度を表しているというふうに分析されております。このような深刻な課題について、今後、教育・啓発をどのように進めていかれるのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和元年の人権問題市民意識調査では、人権教育・啓発の継続的な取組により、人権意識の改善が見られるなど、一定の成果もあったと捉えておりますが、部落差別問題における結婚に関する設問では、分からないと回答している人が少なくないことや、いまだ結婚に対する否定的な意識が根強く残っていることも明らかになっております。

一方で、人権に関する意識の違いは人権研修を受講するかしないかで大きな差が出ており、また、参加する回数によってもその違いが明らかになっております。このことからも、人権意識の高揚を図っていくためには啓発事業への継続・反復した参加が重要であることを踏まえ、あらゆる機会を捉え、より多くの人たちが参加できるよう、さらなる人権教育・啓発を推進し、差別意識の解消に努めてまいります。令和元年に実施された飯塚市人権問題市民意識調査によって、これまでの成果と今後の課題が見えてきたと思われます。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　次に行きますが、令和３年３月に改定した新たな人権教育・啓発基本指針に基づき、第２次実施計画の取組を検証するとともに、意識調査で明らかになった課題など様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会を実現するために、令和４年３月に第３次飯塚市人権教育・啓発実施計画を策定されていますが、施策の効果的な周知について、どのように取り組まれているのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　策定いたしました実施計画を基に、人権が真に尊重されるまちづくりを実現させるために、市民一人一人の人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成が必要であると考えております。そのためには人権を尊重することの重要性を正しく認識し、そして自分の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。市民一人一人が、全ての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発を継続的に行うとともに、市民の自主的・主体的な学習活動を促進するため、総合的な視点に立った人権施策に取り組んでまいります。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　次に、人権啓発拠点となる施設について質問します。本市には、立岩、穂波、筑穂地区の３つの人権啓発センターがありますが、この人権啓発センターについては、飯塚市の人権のまちづくりを進める上で、人権の拠点となる施設として、これからも必要と考えます。この３つの人権啓発センターの現状は、御存じかもしれませんが老朽化が進んでおりまして、使用される高齢者や障がい者には、施設にエレベーターがありません。利用するのに大変困難な環境となっています。しかし、エレベーターをつけようとすると大規模な改修にかかりますので、相当な予算も伴うのではないかと思いますが、費用対効果、現状ですぐに改修工事は厳しいかもしれませんが、しかし、利用者に対する公的な配慮について、今後どのように考えておられるのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市にございます３つの人権啓発センターにおきましては、必要に応じ老朽化改修や利用者が利用しやすい改修を行っており、施設機能の維持を図ってきているところでございます。各人権啓発センターとも、人権に関する情報発信、啓発、デイサービス事業などの高齢者支援事業の拠点として、また、周辺地域の方の自主サークル活動の拠点としての重要性が増す中、ご高齢の方の利用や、障害者差別解消法の趣旨・目的からエレベーターなどの設置が必要であると捉えておりますが、各施設とも老朽化が進んでおりますことから、国、県の補助金の確保に努めながら、早急に整備計画を策定する必要があると考えております。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　よろしくお願いいたします。使っている方がいつも、うちもおりますけれども、高齢で、上りはいいんですよ、階段。下りのときは危ないんですよね、お年寄りは。ずるっと前にですね。けがをしたらいけませんので、ぜひよろしくお願いします。

次に、本人通知制度についてお尋ねします。全国で個人情報の不正取得が頻繁に発生していますが、近年では令和３年８月に戸籍謄本並びに住民票の写し等の大量不正取得事件が起きております。また、今年７月には戸籍謄本の不正取得が発覚しており、飯塚市でも２０１１年９月に９件の不正取得があり、それを受けて２０１１年に不正発覚後の本人通知制度、その後、２０１３年に事前登録型の第三者取得の本人通知制度が実施されていますけれども、しかしながら現在、事前登録数の登録者は３％だと聞いております。本人通知制度については、個人の権利侵害の抑止及び防止や犯罪の早期発見に大変有効な制度だというふうに考えておりますので、ぜひこの制度の普及促進についてどのように取り組まれているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今、質問議員が言われましたように、本制度は不正請求を抑止し、市民を権利の侵害や犯罪から守る大変有効な制度であり、少しでも多くの市民に理解していただくことが、人権意識を高めることにもつながるものと認識し、普及促進に努めております。その主な取組といたしましては、人権研修等での制度説明及び申請書やポスター配付、商業施設での周知活動、市報への掲載、窓口封筒に記事を掲載、あと窓口にて転入・転居者にチラシの配付などを実施しております。さらに今後は関係部署等の協力を得ながら、企業訪問等、登録に向けた普及活動を実施し、登録率の向上を図りたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　ぜひ、いろいろなパターンの仕方でお願いができることがあると思うので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、普及促進への取組を行っているようですけれども、本人通知制度は不正請求を抑止し、市民を権利の侵害や犯罪から守る大変有効な制度だというふうに思っております。このため、できるだけ多くの市民が本制度を理解し利用しやすいように、本制度の周知徹底を図っていただくよう要望いたします。

次に、住民票等の情報からストーカー被害等につながらないような取組について、どのように行っていますか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　住民票等の情報からストーカー被害等につながらないようにするため、住民登録のある市区町村や相談機関が連携し、原則、加害者やその代理人からの住民票の写し等の交付請求に対し、厳しい制限を行い、被害者等の住所が知られないようにする住民基本台帳事務に係る支援措置を実施しており、その情報共有のため、関係市区町村、相談機関、関係部局間で連携を図り、対応を行っております。全職員に対しましては、本制度の周知を行い、職員一人一人が認識を深め、細心の注意を払って事務を遂行するように努めております。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　それでは現在、１階でマイナンバーカード申請に、市民が並んでおりますけれども、このマイナンバー制度に係る情報の流出で人権侵害にならないように、防止策といいますか、そういうのは何か取られているのでしょうか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　マイナンバー制度に係る情報の流出や人権侵害に関しての防止策につきましては、個人情報にアクセスできる職員と端末を制限して管理を行っております。さらに、内部の不正利用の防止策として、いつ、誰が、どの端末で、何をしたかを解析できる処理履歴を保存しております。また、外部との通信につきましては、専用回線を利用してファイアウオールによる厳重な通信制御、通信相手との相互認証、データの暗号化を行い、外部からの侵入防止策を取っております。これらの方策を行うとともに、職員が強い意識と責任を持って事務を遂行しております。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　今、もう個人情報が知らぬ間に漏れたりとかする情報も、よく僕も家で感じますので、行政のほうでしっかり取組をよろしくお願いします。

次に、教育委員会のほうに移りますが、小中学校の人権指導についてです。飯塚市教職員の意識調査を踏まえ、教育委員会として、教職員の実効ある研修の在り方、特に差別実態に学ぶための研修をどのように具体化しているのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和２年１月に実施した飯塚市教職員の人権や人権教育に関する意識調査では、前回調査に比べ、差別意識や偏見を持っている教職員の割合は大きく減少しておりました。また、教職員の人権問題に関する法律や条例の認知度も高まっているという結果となっております。しかし、人権に関わりの深い特定職業従事者である教職員として、さらなる研修の充実を図ることが不可欠と考えております。教育委員会としましては、学校内研修の講師を務めたり、部落差別解消に向けた授業実践について指導・助言を行ったりして、教職員の人権尊重理念の理解と認識の一層の向上を図っているところでございます。

また、地域に積極的に出向くことや、福岡県教育委員会、福岡県人権・同和教育研究協議会、ＮＰＯ法人人権ネットいいづかなどが主催する各種研修会への積極的な参加による自己研さんを促すことにより、差別実態に学ぶことを大切にしながら、教職員の人権意識の高揚や指導力の向上に取り組んでおります。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　次に、各学校で行った人権、それから部落差別解消研修の実績と今後の研修計画について、お示しいただけるでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　各学校の人権問題や部落差別問題に関する研修実績につきましては、学校人権教育室が行っている年間３回の巡回訪問の際に、学校管理職や人権教育担当者から聞き取りを行いながら、適切で効果的な研修が行われているかを確認しております。その内容を踏まえ、今後の研修計画につきましても、さらに充実させていくための指導や助言を行い、次年度の研修計画に反映させております。今後も教職員の人権教育に係る実践力向上を図るとともに、飯塚市全教職員が共通の認識に立って、部落差別をはじめあらゆる差別の解消のための教育に取り組んでいけるよう、研修の充実や参加奨励に努めてまいりたいと考えています。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　差別解消に教育の果たす役割は大きいと考えますが、特に義務教育の段階から、こうした部落差別に関する学習を進めるとともに、児童生徒に正しい知識と理解を身につけることも重要です。そこで、各小中学校において、この人権尊重の視点に立った具体的な指導をどのように行っているのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　教育委員会としましては、部落差別解消に向けて、義務教育の段階から部落差別に関する学習を進めるとともに、児童生徒に正しい知識と理解を身につけさせることに力を注いでおります。各学校においては、人権教育を進める上での重点や具体策を示した全体計画や、学年ごとに年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、人権教育がより意図的・計画的に推進できるようにしております。部落差別に関する具体的な学習内容につきましては、小中学校の社会科歴史分野で、江戸時代の身分制度や明治時代以降の解放令、全国水平社創立などを学習する中で、部落差別の成立や差別の構造、部落差別を解消するための運動等について、教科書の内容に沿って学習を進めております。また、中学校では部落差別問題に対する正しい認識を持つよう学習していくとともに、結婚差別や就職差別等、現実にある部落差別問題を題材としながら、差別を許さない児童生徒の育成を図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　では、この指導内容は全校で統一した考え方で実施されているのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　先ほど答弁いたしました具体的指導においては、飯塚市教育委員会が市内の人権教育担当者と共に作成した部落差別に関する内容を指導するための資料集を全ての市立小中学校で活用するようにしており、部落差別問題に関する確かな歴史認識や現実認識、法認識を培うため、足並みのそろった学習が行われるようにしております。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　この学習の状況については、３回ほど訪問して確認するような話を聞いておりますけれども、その状況を確認する具体的な方法について、お示しください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　学習を確実にかつ効果的に実施されるよう、学校人権教育室が各学校を年間３回訪問して、部落差別解消に係る取組や授業実践を通した協議を行い、指導・助言を行っているところでございます。具体的には、まず年度当初の訪問で、年間指導計画を基に学習計画を確認しています。２回目の訪問では、実際に部落差別問題に関する授業を参観し、指導内容や指導方法についての指導・助言を行っております。３回目の訪問では、各学校で行った学習内容の年間の総括を共有するとともに、次年度の改善点についても、指導や助言を行っているところでございます。このような取組を継続し、今後も部落差別をはじめあらゆる差別の解消のために必要な教育の充実に努めてまいりたいと考えます。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　それでは差別解消に向けた認識と決意についてお尋ねしますが、今後も飯塚市として、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進していく必要があるというふうに思いますけれども、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めていくことは、本市として重要であると考えます。人権のまちいいづかを目指すため、片峯市長として、この差別解消に向けた認識と決意をぜひお示しいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　私、端的に申しまして、「いいまち」にして、市民の皆さんに住み続けたいと思っていただけるようなまちにしたいということが一つ。もう一つが、「元気なまち」にしたいという、大きく分けて２つの目標を持っております。それに向けて、市職員と共通認識を持って、様々な取組を進めているところでございます。

その「いいまち」の原点は、部落差別をはじめとしてあらゆる差別のない人権を尊重されるまち、これが基本であると思っております。さらには、その先に助け合い、支え合いができる、そのようなまちになっていきたい、そうしていきたいというように思っているところでございます。

市民の皆さんのご協力や、関係団体のご協力をいただくこともさることながら、そのためには、私ども市の職員が、真に部落差別をはじめとするいろいろな差別がないまちにしたいという、そのことに対する正しい認識と熱い思い、これを持ち、取組を進めることが極めて大切であるというように認識をしているところでございます。今後も、しっかりとその方向を大事にしながら、取り組んでまいる所存でございます。

○議長（秀村長利）

　１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　では、私のほうから何点か。この部落差別、同和問題とも言いますけれども、これは日本の社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている我が国固有の人権問題です。

部落差別解消推進法第６条に基づき実施した部落差別の実態に関わる調査の結果によれば、差別の実態として、インターネットにおける特定の個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚、交際の場合に受ける差別が発生していること、正しい理解が進む一方で、偏見、差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかになっています。偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すためにも、本市が進める人権啓発活動や人権相談事業等のさらなる充実と強化を要望しておきたいというふうに思います。

終わりに、ロシアによるウクライナの侵攻が今もなお続いております。子どもを含め、多くの人の命が奪われております。また、他の国でも戦争や紛争のために、家や土地、そして愛する人々を失い、飢えや病気に苦しんでいる人たちが増え続けています。このような世界情勢の中で、私たちは１２月のこの人権週間には、ぜひ世界人権宣言のことを思い起こして、人権や平和を守るために、今、自分たちは何ができるのかを考えるこの人権週間としたいというふうに思います。最後に、戦争は最大の人権侵害です。平和を守ることは人権を守ることです。

以上を述べまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　１時５７分　休憩

午後　２時０９分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。６番　兼本芳雄議員に発言を許します。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は「本市における獣害被害とその対策について」、お伺いいたします。

私は平成３０年に代表質問で獣害被害の防止策についてお聞きしました。当時の経済部長は、効果的な被害防止手法については、平成２２年度に嘉麻市、桂川町と設置した嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会において、国庫事業を活用し取り組んでいる防護柵の一体的な整備の効果が大きいことから、次年度についても継続して取り組む予定としている。さらに、最も効果的な被害防止策は有害鳥獣の数を減らすことであることから、引き続き、駆除員と連携し、捕獲活動に取り組んでまいりたいと考えておりますといった答弁をされました。そこでその取組がどのような効果があったのか、その後の農業に関する被害状況について、過去３か年の状況をお尋ねします。地区ごとが分かればお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　イノシシと鹿による水稲及び豆類の被害について、お答えをさせていただきます。福岡県農業共済組合に鳥獣による被害補償について照会した結果に基づく被害額になりますが、令和元年度につきましては、飯塚地区が２９４万６千円、穂波地区が１２９万３千円、筑穂地区が２５２万円、庄内地区が１０万１千円、頴田地区が７万２千円となっており、合計６９３万２千円となっております。

　続きまして、令和２年度につきましては、飯塚地区が４９２万７千円、穂波地区が１５万９千円、筑穂地区が２２９万円、庄内地区が１０万６千円、頴田地区がゼロ円となっており、合計７４８万２千円となっております。

　最後に、令和３年度につきましては、飯塚地区が５４５万７千円、穂波地区が１０万６千円、筑穂地区が３８０万７千円、庄内地区が４４万３千円、頴田地区が６７万１千円となっており、合計で１０４８万４千円となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今の答弁から、残念ながら、以前、経済部長が言われた取組では効果がなかったといったことが分かりました。特に飯塚地区の被害状況が年々拡大しています。また、その他の地区においても増加傾向にあることが分かりましたが、この原因について、見解をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　昨今の気候変動や地球温暖化の影響によりますが、イノシシや鹿などの野生動物の生存率が高まり、個体数が劇的に増加していることが考えられます。このことが捕獲数に対して、被害額が減少しないことにつながっているものと推測しております。里山では、収穫しないままの果実や農作物の集積残渣など放置している作物が野生鳥獣を誘引している場合がございます。また、空き地や耕作放棄地など、雑草や草木が生い茂り、見通しの悪い場所は動物にとって格好の隠れ家、すみかとなり、周辺農地に被害が及んでいるものではないかと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今はその対策として、嘉飯桂地区鳥獣被害防止計画といったものがあるわけですよね。今回令和２年度に新たに策定され、令和３年度から５年度の３か年計画で、今年度が２か年目ということですが、現状の対策についてお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現状の対策といたしましては、有害鳥獣駆除員による年間を通した駆除と併せまして、国庫事業を活用して、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会において取り組んでおります農地に対する有害鳥獣侵入防止柵の設置を実施しております。また、農家や市民から有害鳥獣による農業被害に対する通報があった場合には、市職員と有害鳥獣駆除員で現地を確認し、捕獲が見込めると判断した場合には、被害地域にわなを設置し、個別に捕獲を試みている状況でございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今、答弁をいただいたように、現状は捕獲駆除と侵入防止柵の設置による対策を講じていらっしゃるということですが、私は被害対策には、体制整備・生息環境管理・防御・捕獲体制の４つが必要だと思っています。防御と捕獲体制のみが現状の本市の対策だと認識しています。そこでお伺いしたいのですが、本市は体制整備、生息環境管理については、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　有害鳥獣対策としましては、鳥獣の捕獲、侵入防止対策に取り組んでいるところですが、鳥獣の現在の出没状況を考えますと、市街地周辺に生息している状況であると推測されますので、今後は、鳥獣のすみにくい環境管理も必要であると考えております。農家の皆さんには、遊休農地等を管理いただいていることが、鳥獣対策につながっておりますが、市街地においては、農地以外では管理できていない土地も多く存在することから、鳥獣の暮らしやすい状況であると推測しております。そのため、今後の鳥獣対策としましては、鳥獣の捕獲、侵入防止対策と併せまして、鳥獣がすみにくい環境管理として、関係各所とも連携をしまして、農地だけではなく空き地などの様々な環境整備にも取り組む必要があると考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　では、農地における体制整備について、お尋ねします。私は農地の整備、環境を整え、最終的に捕獲して数を減らしていくような策が必要ではないかと考えています。現状は大半が侵入防止柵、それと捕獲が農地における対策ですよね。その前の体制整備、例えば集落での取組等、農家の人たちとどのようなことを取り組んでいらっしゃいますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　農地における取組としましては、農家の皆さんには各地域におきまして、農地及び農業用水路などの管理をしていただいており、一部の中山間地域におきましては、補助事業を活用いたしまして、集落単位での農用地を維持・管理し、耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動を行っていただいているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今答弁いただきました集落単位で行われている管理活動というのは、どうしてその集落単位で行われているのか。また、その効果はどのようになっているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　集落単位で取り組んでおります中山間地につきましては、補助事業を活用しておりますので、その要件の中に、集落単位の取組ということが条件とされております。各地域で取り組んでおりまして、飯塚地区では２．６ヘクタール、穂波地区では２３．６ヘクタール、庄内地区では５．９ヘクタール、筑穂地区では２５．２ヘクタール。１２地区ありまして、大体５７．３ヘクタールぐらいを中山間地として取組を行っていただいております。こういった形の中山間地域で取組を行うことによりまして、やはり例えば、有害鳥獣、イノシシ、鹿などは、人の目を気にして、人の目が届かない場所を好んで移動してまいりますので、こういったところを管理されていることで、有害鳥獣等が市街地に下りにくい状況になっているのではないかと推測しております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今、ちょっと部長に答弁いただきましたが、そうであるならば、例えば、その一部だけではなく全部の地域で、この集落単位での活動というのはできないのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　今、質問議員が言われるように、全地域でこういった取組が行われることが理想ではございますが、やはり今の本市に限らず、農業従事者の現状を考えますと、高齢化も進み、また担い手も不足している中で、各集落単位で取組というのはなかなか難しい状況にあるものと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　では次に、開発行為、先ほど同僚議員が質問されておりましたが、開発行為の影響なのか分かりませんけれど、今まで以上にイノシシの出没が増えている地域があります。田畑の水路の護岸整備ができていない地域では、土ののり面に侵入防止柵が設置されていますけれども、イノシシがあぜを掘って、護岸から壊していき、その後、大雨でも降ればさらに壊れていく、そのような状況があるということは御存じですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　イノシシは食料となるミミズや根菜類などを探すために土を掘り返す習性があるため、のり面や田畑を掘り返すなど、農地及びその付近への被害があることを把握しております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　そのような状況で、柵が倒れ、かなり広い範囲で侵入防止柵の改修が必要な状況が発生しています。農家も、先ほど部長が答弁されましたように、高齢化が進んで、修理、修復が農業従事者のみでは困難である現状といったものは把握されていらっしゃると思いますけれども、侵入防止柵の設置や改修等について、高齢の農業従事者任せにされているというのが、本市の考えなんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　侵入防止柵、これの設置につきましては、まず、国の補助事業を活用していることから、補助要件がございます。要件としましては、耕作者３戸以上での申請が必要であり、申請者自ら設置すること。また耐用年数につきましても、ワイヤーメッシュは１４年、電気牧柵は８年、この期間は申請者が責任を持って管理することなどが規定されております。しかし、農業従事者の高齢化と後継者不足により、農業の担い手不足が深刻化してきております。集落機能の低下、耕作放棄地の増加につながる可能性がございますので、その対策として、集落全体で農地を維持する「集落営農等」の取組を支援するとともに、高齢化が進んでおりますので、高齢化に対応した支援策等の維持管理の在り方について、他の市町村での取組などを調査研究する必要があると考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　先ほど、高齢化が進んで、なかなか集落営農は難しいという話でしたよね。何かちょっと矛盾しているようには感じるのですけれども。

次に、イノシシの対策のために、侵入防止柵を、以前、国の補助事業で設置されていた。最近は鹿が出没しだしたため、鹿用の柵を設置してほしいということを要望したけれども、その要望はかなわなかったということを聞いていますが、そのようなことはあるのですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　先ほどの答弁と重複いたしますが、侵入防止柵の設置につきましては、国の補助事業を活用していることから、補助要件として耐用年数期間が規定されております。その一定期間につきましては、新しく変更または同じ場所の新規の要望はできないものとされております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　加害個体が変わることということは考えられるわけなんですけれど、今回の状況というのはまさにそのパターンだと思っているんです。しかし国の補助が使えないと。何もしなければ、獣害被害が拡大して、加害個体がどんどん増えることが考えられます。手当てが遅れるほど農業被害は深刻になっていきますけれども、本市はこのような状況にどのような対応を考えられていますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　質問議員が言われますように、イノシシ用の防護柵の高さでは、まず鹿の侵入を防ぐことは難しい状況であります。これまで国の補助事業で設置した防護柵を適正に管理していきながら、今後は現状に応じた柔軟な対応ができるよう、国にも要望するなどし、捕獲駆除のほかに、他の市町村の取組なども調査研究しまして、新しい取組が必要であるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　以前、農業は飯塚市の基盤産業だと答弁されていましたが、今もそのようにお考えなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現在も農業は、飯塚市の基盤産業として、食料の生産のみならず、集落機能の維持など極めて多面的な役割を果たしていると認識をしております。しかしながら、先ほどから申しておりますが、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足などにより、経営耕作面積、農家戸数、農業従事者はいずれも減少してきており、耕作放棄地の増加が懸念されるところでございます。このような中、基盤産業である地域農業を維持させるためにも、地域の担い手や集落営農組織等への農地の集積による生産活動の効率化を進めていく必要があると考えております。併せまして、認定農業者や青年等新規就農者、農事組合法人などの多様な担い手の育成と確保とともに、地域の多面的機能の維持と併せまして、有害鳥獣の捕獲駆除及び被害防止対策に対する支援等を行う必要があると考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　先ほどから答弁が、また重なって聞こえるんですけれど、もっと真剣に取り組むべき課題ではないでしょうか。高齢化や農業従事者の減少の中での体制整備、また、護岸の改良を早急に進めていくとか、国の補助事業には限界があることが分かったわけですから、侵入防止対策に市独自の補助制度を考えるとか、そのようなお考えというのはありませんか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　先ほど来からお答えさせていただいておりますように、国の補助事業を活用しつつ、まず、現状に応じた柔軟な対応ができるよう、国にはしっかりと要望させていただきたいと思っております。また、他市町村の事例等も調査いたしまして、いろいろな状況の変化に応じた防止対策や支援策について、調査研究する必要があると考えております。今後はそのような新しい対策、新しい取組を考えていかなくてはいけないと思っております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　次に、捕獲についてお尋ねします。平成３０年当時は、猟友会がメインで捕獲を行っており、実施隊員も２０名おられたようですが、現在はどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　令和４年度の鳥獣被害対策実施隊員といたしましては、飯塚、穂波、筑穂、庄内及び頴田のそれぞれの地区に３名、計１５名の方に従事をいただいているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　過去に、最も効果的な被害防止策は有害鳥獣の数を減らすことであると言われながら、実施隊員等の人数が減っています。何か問題でもあるんですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　実施隊員につきましては、有害鳥獣駆除員の中から、市の依頼により、実施隊活動に迅速に対応できる方を嘉穂飯塚猟友会から推薦をいただいておりますが、勤務などにより、迅速に対応できる隊員が減少していること、また、高齢化により、体力的にも厳しいとの理由から、駆除員を辞退される方も出てきている状況などもあり、新規実施隊員の確保に苦慮している状況でございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　本市の有害鳥獣駆除員のお話があるブログに掲載されていましたので、ちょっと紹介しますけれど、これは２０１７年の話なんですけれど、駆除現場や殺処分後に搬入する飯塚市クリーンセンターに向かうガソリン代、市に提出する証拠写真代などを含めて、この方は多分アナグマを駆除されたんだと思うのですが、アナグマ駆除に支払われるのは、国の基準に沿った１千円のみと。カラスは１羽２００円。猟銃の弾、１発２４０円で赤字だということです。だから駆除員に声をかけてもなかなか集まらないとのことです。補助金の根本的な見直しも必要ではないですか。見解をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　本市の駆除員に対する補助につきましては、飯塚市有害鳥獣駆除補助金がございまして、イノシシ、鹿の駆除報償金として、令和元年度までは１頭当たり最大７千円でしたが、令和２年度の見直しにより、現在は１頭当たり最大１万円を交付しております。また、その他としまして、狩猟により生じる損害の賠償に係る損害保険料、これの２分の１のほかに、駆除に係るその他の諸経費として最大５千円を交付しておりますが、駆除に関する必要経費等については、駆除に関する必要経費等の削減につきましては、ＩＣＴ機器の導入などにより、見回り回数の省力化などにより実施しておりますが、改めて会員各自の負担状況等の調査を行いまして、対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今までの話でいくと、減らない獣害被害があるわけなんですが、今後の対策について、過去３年間の駆除数の推移と今後のちょっと対策というのは、どういうふうにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　有害鳥獣駆除員によるイノシシ、鹿の過去３年間の駆除数につきましては、まず、令和元年度はイノシシが１２４８頭、鹿が５２９頭、合計で１７７７頭でした。次に、令和２年度はイノシシが１５７８頭、鹿が４７２頭、合計で２０５０頭。次に、令和３年度はイノシシが１２２１頭、鹿が７００頭、合計で１９２１頭となっております。年によって多少増減いたしますが、増加傾向にあるものと認識しております。先ほどの答弁とは重複いたしますけれども、今後の鳥獣対策には、捕獲と防護柵だけではなく、鳥獣の捕獲、侵入防止柵、鳥獣のすみにくい環境管理の３つを組み合わせて行うことが必要であると考えております。まず、鳥獣捕獲の面では、駆除数が増加する中、駆除員１人にかかる負担が増加していることに加え、高齢化が進み、体力的にも厳しい状況から、駆除員を辞退される方も出てきておりますので、対策としましては、捕獲活動の省力化、労力の低減を目的としたＩｏＴ対応わな監視システムの活用と併せまして、新規駆除員確保のため、関係団体や関係機関と連携しまして、人材確保に努めたいと考えております。また、侵入防止柵、侵入防止対策につきましては、これまで同様に嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会を通じまして、国庫事業の継続と併せまして、現状に即した柔軟な対応ができるよう、要望してまいりたいと考えております。鳥獣のすみにくい環境管理としましては、関係各所とも連携をいたしまして、農地だけではなく、空き地など、様々な生息環境となり得る場所について、管理が図れるような対策、取組が必要であると考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今の答弁で、例えば鹿の駆除なんですけれど、令和２年度が４７２頭、令和３年度が７００頭に大きく駆除数が増えています。しかし、先ほどの農業被害の金額は、年々増えていっているわけなんですね。それだけ加害個体数も増えていっているんだというふうなことが、私はこの数字で分かるのではないかと思っています。それで、今部長の答弁では、国の補助が受けられないことが原因で、侵入防止対策は不十分である。農業従事者の高齢化対策はできていない。駆除員が減っているがその対策もできていない。これから調査研究していく。といったことなんです。これは、私はこれまで、このような状況は、飯塚市は分かっていたんだけれども、対策を全くしていないのではないかというふうに思っています。また、この今の現状の対策が、本当に効果的な対策なのでしょうか。私は議員になりまして８年になります。様々な同僚議員の方がこの問題、多分いろいろなところで取り上げられていますよね。必ず、調査研究してまいります。一体いつまで調査研究するんですか。農家の皆さんは本当に困っているんですよ。調査している間に、このままだともっと被害が拡大しますよ。そこで市長、市独自の補助金などの補助制度、早急な判断を求めますが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　先ほどから答弁を申し上げておりますが、侵入防止柵は侵入防止柵でしっかりとやる必要があると思っております。また、駆除もこれまでどおり、やはり侵入させない、捕まえる、これらが必要だと思っております。それと併せて、すむ場所を市街地から山に帰す。こういったことに対して取り組んでおりますので、市独自の補助金ということは、今の段階ではなかなか難しいところがありますけれども、有害鳥獣の駆除対策につきましては、今年度も新たな取組といたしまして、ドローンによる生息域調査、これをもちまして、駆除につなげたいということもやっておりますので、先ほど来から調査研究という言葉を申しておりますけれども、やはり他市町村の取組なども参考にしながら、飯塚市独自の対策として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　市長、農家の皆さんはもうずっと、どうにかしてくれ、どうにかしてくれと、みんな言われているんです。これはいつできるんですか、そうしたら。来年できるんですか。対策できますか。これは何年も何年も言われているんですよ。どうにか、しっかりとした策をつくってもらわないと困りますけれど、どうなんですか。その辺は何かお考えがありますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　鳥獣の出没につきましては、農地に限らず、市街地でもございます。これにつきましては、今の研究の結果で申されますと、やはり山に比べておいしい物がある。それが一番の鳥獣の誘因の原因となっております。特に市街地では、そのような人間がごみと思われる物でも、鳥獣であればおいしそうに見えるだろうし、農地であれば、申し訳ないんですけれども、やはり商品にならない農作物、収穫農作物が山積みになっているような状況も見受けられますので、そういったところの対策も周知する中で、市と連携をして、農家の皆さんにもお願いするし、市民の皆さんにもお願いしながら、有害鳥獣の対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　分かりました。先ほどから言いますように、イノシシから鹿、加害個体が変わっているところが本当にありますよ。このままでは基盤産業の農業がなくなってしまいますよ。市長、ちょっと真剣に、この辺りの対策をお願いしたいと思います。

　次に、住宅地での獣害被害の状況について、お示しください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　住宅地においての獣害被害につきましては、アライグマやイタチなどの小動物が住宅の屋根裏にすみついたことから起こるふん尿被害、また足音や鳴き声等の騒音被害等を把握しております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　では、住宅地における獣害被害の現状の対策について、どのようにお考えですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現状の対策としましては、先ほどの答弁とも重複しますが、住宅地など市街地周辺での有害鳥獣による農業被害につきましては、市職員と駆除員による現地確認、また、わな設置による捕獲活動を実施しております。住宅敷地内での生活環境被害につきましては、住民の方ご自身において対応していただく必要がございますことから、駆除をお考えの方につきましては、鳥獣保護法に基づく捕獲許可を出した上で、今年度より導入します小型箱わなの貸出しにより対応いたしたいと考えております。また、ご自身での捕獲が困難である場合には、民間の事業者へ駆除をお願いしていただくことになると考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今、答弁で捕獲が困難な場合は民間の事業者へ駆除をお願いいたしたいという答弁ですけれども、自身で捕獲する場合、アライグマ等の外来生物の駆除の手順というのがお分かりであれば、お示しください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　外来生物に限らず、鳥獣を捕獲する場合には、鳥獣保護法による捕獲の許可が必要となります。手順としましては、まず、市のほうへ鳥獣捕獲等許可申請書、有害鳥獣捕獲実施計画書、捕獲する位置図を提出していただきまして、審査の結果、適正であると認められた場合、許可証を発行いたします。許可を受けましたら、ご自身で捕獲をしていただくことが可能となります。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　その捕獲までは分かりましたけれど、捕獲から後の処理までというのはどのようになりますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　許可に基づく捕獲をしていただいた場合には、ご自身において処分まで行っていただくことになります。処分が困難な場合は、有償となりますが事業者にお願いする方法もございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　例えば外来生物だと、捕獲して、その敷地外に持ち出すということは可能なんですか。ちょっとお願いします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　外来生物に指定されている害獣につきましては、敷地内から持ち出すことはできません。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ということは、自らその場で殺処分なりするということですか。そのような複雑な手順であるならば、これは基本的に業者に依頼される方が多いと思いますが、家屋の侵入となると、今お話があった捕獲、それから侵入経路の封鎖、それから消毒というのが必要になってきますよね。見積りを取ると５０万円ぐらいかかるといったような話を私は聞いています。そのような費用を出せない場合は、残念ながら、アライグマとかと一緒に生活をしなくてはいけないとなるわけなんですけれど、この場合、人的被害はどのようなことが考えられますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　まず考えられますのが、ふん尿による悪臭の被害。これと併せまして、屋根裏の腐食、病原菌の増加による健康被害を起こすことが一般的に考えられるところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ということは、やはり市民にとって健康等に関連して、非常に危険な獣害被害だということですよね。放っておくと、当然、加害個体は増加していき、被害が拡大するということが考えられますけれど、この駆除に補助金を出すなどの対策というのは考えられませんか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　まず小動物、この動物の捕獲を行っても、まずはその侵入経路を塞がない限りは、再度すみつくおそれがございます。まずは家屋に侵入されない対策を行うことが優先されます。通気口や屋根と壁の間、僅かな隙間等へ金網を張る、雨どいにネズミ返しをつけるなどの侵入防止対策を実施していただくことが大切でございます。今後、市では捕獲に使用する小型箱わなの貸出し等の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

ということは、補助金等は全く考えていないということですね。

では、わなを貸し出すという支援は分かりましたけれど、さっき部長が答弁されましたように、侵入防止対策というのが必要になってくるわけでしょう。それで、捕獲から除去までの手順というのも、先ほどの答弁で考えると、このわなだけでは十分ではないのではないかと、わなを貸し出すだけの対策では十分ではないのではないかというふうに私は考えます。それ以外の対策、補助金は出さないのであれば、それ以外の何か対策、これが何かあればお伺いしたいんですけれど、答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　家屋にすみつく、小型生物、特に多いのが今はアライグマの外来生物が多く見受けられます。この辺を寄せつけないようにするためには、やはり先ほどから申しておりますように、残ったままの果実、例えば柿とか、そういった物の排除、またはドックフード、キャットフードの管理、または残渣の管理、そういったものの環境管理をする以外には、寄せつけない方法はないのかと思っております。また、やはり空き家等、人が住まない所にはどんどん入っていきますので、空き家、神社仏閣といった所の監視というのも必要になってくるのかと思っております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　予防策というのはよく分かりました。実際に予防ではなく、もう実際にその住宅に定着してしまっている場合とかは、そういったところももうちょっと考えていただけないかなと。そちらのほうが大変ですからね。健康被害等、現に起こる可能性が高いわけですから、ちょっとその辺りもしっかり考えてください。

　次に、住宅地における生息環境管理について、お尋ねします。本市の住宅地にある以前は農業用のため池で、現在は浸水対策としての調整池があります。調整池になったことで浸水被害が減って、地域の住民の方は大変ありがたいというふうに言われていますけれども、現状は、これはちょっとひどくて調整池ではなくて、山林のようにもうなっているんです。そこにタヌキが生息しています。また最近では、この辺りを夜中走るタクシーの運転手が、よくイノシシが出没しているんだということを言われています。これはもしかしたらイノシシの居住地になっているのかもしれません。このような状況があるわけですけれども、この調整池というのは、飯塚市の管理地でしょう。この飯塚市の管理地が、このような獣害被害を受ける状況にしておいていいのか。もし、それがそういうふうになっているのであれば、早急に改善されるということはお考えがございますか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　今、質問議員が言われます箇所につきましては、早速、我々のほうで確認いたしまして、所管課と連携いたしまして、対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひ、先ほど言われましたように生息地の管理等がありますので、しっかりと今後、管理のほうをお願いしたいと思います。

　令和４年９月に福岡県が策定した、最近なんですけれど、「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」といったものがありますが、これはどのような内容なのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　まず、ワンヘルスとは、人と動物の健康、そして環境の健康は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響しあう一つのものであり、これらの健康な状態を一体的に守らなければならないという理念の下、人と動物、そしてそれらを取り巻く環境が直面している様々な課題に対して、医師や獣医師、研究者だけではなく、行政や企業、市民も一緒になって解決していこうという社会活動のことでございます。この活動を次世代に引き継ぎ、健全な状態の生態系を将来に向けて守っていくワンヘルスの取組を総合的かつ計画的に推進するための仕組みや基盤として、令和２年１２月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定され、令和３年１月より施行されました。この基本条例に基づき、福岡県におけるワンヘルス実践の仕組みを構築するため、ワンヘルスの推進に関する施策または取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」が策定され、この行動計画に基づき、ワンヘルス実践の取組をさらに促進する仕組みづくりとして、「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」が制定され、令和４年１０月２８日に公布されております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　その中に、全ての動物のワンヘルスということで、動物の調査等の実施というのは、先ほどドローンを使ってというような形のことを言われたことだと思うんですけれど、鳥獣被害防止施策というのがあるんです。この鳥獣被害防止施策というのはどういったものなのか。また、この条例は福岡県が市町村を支援するといったような内容になっているんですけれども、そういった場合に、福岡県と飯塚市のこの条例における支援内容というとどういったことになるのか、お示ししてください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　野生鳥獣の適正管理促進ということで、県は野生鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を図るため、市町村との連携の下に、野生鳥獣の個体数の管理、野生鳥獣の侵入防止のための柵または緩衝帯の設置及び捕獲した野生鳥獣の有効利用に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとするというふうにされております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ということは、先ほどの防止柵といったものをこの条例で県の支援を受けるということは可能なのですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　今の条例を見る限り、何らかの施策が取られるものと思っておりますので、今後、県のほうからそういう情報があればしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひよろしくお願いいたします。

　次に、来年度施行の外来生物法、これが県の一般質問の中で、特定外来生物の防除については、定着していれば、都道府県がその責務を負うとされていて、定着していれば緊急度の高い種から優先的に防除し、必要経費の支援を国に求めると福岡県が答弁されています。こういった情報というのは御存じですか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　そういったことがあったことは、うっすらとは聞いておりますが、具体的にその支援策等については示されておりませんので、申し訳ありませんが、市としても内容を精査いたしまして、今後、あれば取り組んでまいりたいと思います。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ですので、先ほどの住宅地の外来種等の防除について、またこういうところで補助制度ができるのであれば、積極的に飯塚市のほうから福岡県のほうに訴えていってほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

本市において、もう住宅地における獣害被害も農地と同様に、非常に深刻な状況にあると私は思っております。先ほどから言っていますけれども、補助制度ですね。今以上の補助制度など、効果がある取組を真剣に考えていただきたいと思っております。それとあとはもう県と連携して、市民の被害を食い止めていただきたいと思っていますので、早急な連携、福岡県との連携等をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明１２月７日に一般質問をしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時５４分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

（　欠席議員　　１名　）

１３番　　小　幡　俊　之

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二